

情報通信審議会 情報通信政策部会
放送コンテンツの製作・流通の促進等に関する検討委員会(第15回)
ワーキンググループ合同
議事概要

1 日 時

平成30年5月31日(木) 9時30分

2 場 所

TKP市ヶ谷カンファレンスセンター ホール7A

3 議 事

- (1)放送事業者の取り組み
- (2)放送コンテンツの製作取引適正化について
- (3)自由討議

4 出席者(順不同、敬称略)

【構成員】《委員会》

村井純主査(慶應義塾大学)、新美育文主査代理(明治大学)、近藤則子(老テク研究会)、
谷川史郎(東京藝術大学)、三尾美枝子(キューブM総合法律事務所)、内山隆(青山学
院大学)、河島伸子(同志社大学)

《ワーキンググループ》

相子宏之(TBSテレビ)、阿部浩二(日本放送協会)、石澤顕(日本テレビ放送網)、池
貝真(フジテレビジョン)、廣瀬和彦(テレビ東京ホールディングス)、藤ノ木正哉(テ
レビ朝日)、井上治(電子情報技術産業協会)、木田由紀夫(衛星放送協会)、木村信哉
(日本民間放送連盟)、土屋円(放送サービス高度化推進協会)、角田俊哉(日本ケーブ
ルテレビ連盟)、福井省三(IPTVフォーラム)、吉田正樹(日本音楽事業者協会)、高杉
健二(日本レコード協会)、世古和博(日本音楽著作権協会)、椎名和夫(映像コンテン
ツ権利処理機構)、半田英智(ヤフー)、関和智弘(ソフトバンク)、土橋寿昇(日本電
信電話)、田中啓仁(KDDI)、岩浪剛太(インフォシティ)、岡村宇之(日本映像事業協
会)、笹平直敬(日本動画協会)、清水哲也(全日本テレビ番組製作社連盟)、五十嵐真
人(博報堂DYメディアパートナーズ)、吉村行夫(電通)、長田三紀(全国地域婦人団

体連絡協議会)

《オブザーバ》

白鳥綱重（文化庁）、山田仁（経済産業省）

【総務省】鈴木茂樹（総務審議官）

《情報流通行政局》

山田真貴子（局長）、奈良俊哉（審議官）、鈴木信也（総務課長）、湯本博信（放送政策課長）、坂中靖志（放送技術課長）

【事務局】豊嶋基暢（総務省情報流通行政局情報通信作品振興課長）

5 配付資料

資料 1 5 - 1 平成29年度試験的提供Cについて（日本放送協会）

資料 1 5 - 2 2018FIFAワールドカップロシア大会配信実証実験に関するご説明（電通）

資料 1 5 - 3 製作取引の現状と課題

資料 1 5 - 4 放送を巡る諸課題に関する検討会放送サービスの未来像を見据えた
周波数有効活用に関する検討分科会報告書骨子案

資料 1 5 - 5 これまでの議論の整理

資料 1 5 - 6 委員会報告書骨子（案）【席上配布のみ】

参考資料 1 5 - 1 委員会（第14回）議事概要

6 議事概要

（1）放送事業者の取り組み

- 日本放送協会より、資料 1 5 - 1 に基づき説明がなされた。
- 電通より、資料 1 5 - 2 に基づき説明がなされた。

◆ 意見交換

- 【谷川構成員】ありがとうございます。最初の試験的提供Cの中で、8割弱が再生できましたということなのですが、この再生できなかった2割の中には、配信が途切れるというような状態の人たちは、この2割のほうに入っているのでしょうか。それとも8割の中に入っているのでしょうか。
- 【阿部構成員】では、実務担当のほうから答えさせていただきます。
- 【阿部構成員随行者】9ページのグラフで、8割に入っていないところのユーザーについては、再生のページまで入っていますので、テレビの機種としては4Kの再生機能があるというものなので

すけれども、スループットが足りなくてこちらのグループに入っていて。その場合は、再生が途切れたりですとか、あるいはとまってしまうという現象になりますので、映像としては出ている場合もありますが、正常には再生できていない可能性が高いです。

- 【河島構成員】ワールドカップ時の配信実証実験のことなのですが、これも、事前にかなり民放各局でこういう配信があるので、よかったらTVer使ってくださいというような告知はご予定あるのでしょうか。
- 【TBS 龍宝様】ご質問ありがとうございます。私、在京5社の民放のほうの担当者としてご回答させていただきます。

おっしゃるように6月の頭から、各民放放送局では、この放送に関する告知を始めることになります。今回、この配信の施策に関しましては、6月15日に放送される直前のあたりから、個別のCM、そしてインターネット、SNSを通じた告知などをする予定になっております。また、当然放送が始まりましたら、放送の番組の中で、TVerで配信しているというような告知を必ず出すことを各局の中で約束していると同時に、各局がやっていますデータ放送のエリアでも、配信についての告知をするようにしております。ただし、民放がやっている中で、ライブ配信を全面に押し出した告知ということではなく、TVerでハイライトも含めた配信のコンテンツにタッチができるということが告知のメインになることは、ご了解いただきたいと思っております。以上でございます。

- 【内山構成員】NHKさんにまず質問で、いつも情報提供していただきましてありがとうございます。簡単な質問で、ビットレート25Mbpsと15Mbpsでやられたということなのですが、これ、H.264圧縮でよかったんですね。H.265じゃないですね。
- 【阿部構成員随行者】H.265ですね。
- 【内山構成員】H.265圧縮で。はい、わかりました。

それから、一番最後のシートでは、今回は4K709のSDRで出されたということなのですが、課題として言われているように、将来的にいろいろな端末が混じってくる中で、うまく切り換えたりできる見込みってあるのかどうかということなのなのですが、

- 【阿部構成員随行者】ありがとうございます。最後の課題につきましては、これはどちらかというとテレビ局の中のほうの課題なのですが、現在の4K・8Kの放送は、ピョンチャンの場合、ここに書かれていますように、いろいろな解像度ですとか、色のフォーマットが違ったりですとか、ダイナミックレンジが違ったり、あと音声のモードも2種類、3種類ぐらいありますので、それを局内でどうインターネット配信用のフォーマットに変換するかということなのですが、ピョンチャンオリンピックの段階では、それを自動的にモードを切り換えるという仕組みが整ってなかったものですから、現場からの情報に基づいて、手動で設定を変えるというオペレーションをしましたので、

そこが課題という意味です。

あと、ご質問の趣旨としては、ネット配信のほうもいろいろなフォーマットが増えていくかなというところは、それもあるかと思いますが、それはまたちょっと違うレベルのもっと難しい問題があるかなとは思っております。ありがとうございます。

- 【内山構成員】ありがとうございます。それからあと、民放さんのほうで、前回のこの委員会でも、思い切り負荷をかけた実験をやってねという当事者の苦労を考えない無責任なことを言った立場ですけれども、今日のお話の中で、事前、事後のアンケート、ヒアリングをとられるということだったので、ぜひ1つそこで調べてほしいのは、ディレイが起きて、そんなにいないと思うのですけれども、地デジと配信と両方見比べながらやっている人がもし仮にいたとしたときに、そのディレイってユーザー的にはどう見ているのかなというのを調べておいていただけるとよいかと思いました。以上でございます。
- 【龍宝様】ありがとうございます。今、調査項目の詰めをやっているところですので、ご意見を反映させられるように努力しようと思います。
- 【村井主査】そのほかいかがですか。じゃ、自由討論のときにまた。
一つ聞きたいことがあるのですが、NHKの12ページのアンケートの概要なんですけど、ジェンダーバランスの圧倒的な、これはどういうことですか。
- 【阿部構成員】こちらは実際にアンケートでお答えいただいたのは、調査対象としては、マルチキャスト経由で視聴した利用者の方75名ということで、そのほかのハイブリッドキャスト（CDN経由）でごらんいただいたような方々というのは捕捉できなかったということがございまして、基本的には契約者ということになりますので、世帯主の方、男性、ご主人というんですかね、ということもあって、ほとんど男性の方が回答されたということになるかと思います。
- 【村井主査】これはNHKの契約者に？
- 【阿部構成員】違います。事業者というか。
- 【村井主査】マルチキャストの。
- 【阿部構成員随行者】IPTVのサービスに加入されている方の世帯主の性別がそのまま入っているということです。
- 【村井主査】では、見ている人とは違うかもしれないということですね。
- 【阿部構成員】そうですね。実際にお答えになった方が男性なのかどうかというのは、ちょっとなかなか確認のしようがありませんでした。
- 【村井主査】つまり、アンケートは契約者に対して出していて、返事をいただくときに誰が使ったかは聞いていないということですね。
- 【阿部構成員随行者】そこはそうですね。

- 【村井主査】 責めているようなことになって申しわけない、ごめんなさい。このジェンダーバランスはすごいなと思って。
- 【阿部構成員随行者】 説明でもありましたとおり、ユーザーを捕捉できたのが、IPTVの加入者だけということです。数字も75名ということで数が少ないということもありまして、どちらかという付加的にちょっととってみたというものです。
- 【村井主査】 ありがとうございます。わざわざ参考とつけていただいて、そういう説明だったので、全然問題にしたわけではないありません。ちょっとびっくりしたから聞いただけでした。ありがとうございます。

(2) 放送コンテンツの製作取引適正化について

- 事務局より、資料15-3に基づき説明がなされた。

◆ 意見交換

- 【近藤構成員】 近藤でございます。豊嶋課長の大変詳細な調査の結果を拝聴しておりまして、本当に素晴らしい調査だなと思えました。これが製作会社の方たちというか、日本のこういった番組製作の取引の新しい時代を切り開くような気がします。

ただ、私が課長の分析とちょっと違うなと思ったのは、4ページに番組製作会社からの回答のところで、取引金額が多い放送事業者からの発注が売り上げ全体に占める割合というところで、50%から90%超えるところまでで足すと97社ですから、217社の半分近いところがいわゆるお得意様との取引というような方たちが、今回回答してくださっていて、しかもそれが団体にも加盟しておられないという実態なのかなというふうに思いました。そうやって見ると、15ページ、16ページの発注書ですとか、そういった諸々の契約がきちんと実施されていない、発注書面の交付を行っていないというような放送事業者があるというのは、とても不思議というか、もし事業者の方で、どうしてこうなのかなというのを説明してくださる方がいらっしゃったら、教えていただきたいと思えます。

こういったアンケート調査によるフォローアップ調査というのは、そう考えると、回答しておられる方たちの実態を考えたら、なかなかその実態を本当に把握するのは簡単ではないというのを痛切に感じます。ですので、総務省の方が、例えば実際にアンケートではなくて、直接お会いして詳しく製作取引の実態というのを聞いていただいて、それを首都圏だけではなくて各地の方たちにやっていただくようなことも、今後検討していただけたらよろしいのではないかと思います。

ですから、そういった、言ってみれば皆様方を疑うわけではないのですけれども、ちゃんと適正な取引が行われているんですよということを、誰にでもわかるようなモニタリングというか、そう

いった体制みたいなものを引き続き調査もしていただき、発表もしていただき、公開していただかないと、せっかく公共の電波を使ってやる皆様のお仕事でいらっしゃいますので、外から見て大変公平ではないように見えるのはよくないと思いますので、こういったコンテンツをつくる方たちの、製作者の方たちの頑張りが、これからの一番大事な部分だと思っておりますので、そういった体制も検討していただけたらありがたいと思います。以上です。

- 【三尾構成員】総務省の実際の調査というのは、非常に私も賛成して、ぜひやっていただきたいと思いますと思うのですが、このアンケート調査の結果から、個人的な感想を申し上げますと、基本的には取引依存度によっていろんな実態とか、どちらかが非常に強い状態で、それに基づいて取引自体がゆがめられているというようなことは、数字上は出てきていないのかなと思うのです。そういった前提であるにもかかわらず、放送事業者からの回答と、番組制作会社からの回答の認識が非常にずれているということは、非常にびっくりするといえますか、どうしてそうなのかなというところが正直に驚いたところなのです。

これ、私の推測ではあるのですが、いわゆる業界的な特徴が背景にあるのではないかなと。そんなに明確に数字を挙げて契約交渉をしない。お互いの、何といいますか、あまりいい言葉ではないかもしれませんが、忖度といいますか、そういったものの中で取引が行われているという業界事情があるのではないかなというような、私の個人的な推測なんです。ですので、ガイドラインとか下請法によって強弱の関係を修正していかなければいけないといったことはもちろんあると思うのですが、全体としての業界の慣行といいますか、個別の契約や具体的な交渉を前提としない、何となく今までの取引をしてしまうといった、そういう業界事情といったものも非常に大きく影響しているのではないかなというような気がしております、そういった観点からも、今後の個別の調査の際にあわせてご検討いただければなと思います。

- 【内山構成員】資料15-3、とても詳細な資料をありがとうございます。ただ、ちょっとやっぱりショックだったのは、前半いろいろな形でクロス集計していただいているのですが、その結果があまり何も読み取れなかったというのが結構ショックなこととして。やっぱり問題が突き詰め切れていないということは、見方をこれから変えていかなきゃいけないのかなと。おそらく数量的に考えていくというよりは、もっと定性的に調べていくということが、先ほども近藤さんからご指摘ありましたけれども、というアプローチも今後においては必要なのかなという印象を持ちました。ぜひもしそれが可能であれば、引き続きまたやっていただきたいと思いますという意見というか、要望ということになります。

この問題に関しては、当然1年前、タスクフォースやって、民間側では協議会をつくって、総務省側では引き続き審議会等でそれをモニタリングしていきましょうというところが1年前の決着だったと思うのですが、ただ、その後、例えば政策委員会方式ということもガイドラインに含

めなきやいけないとか、あるいは協議会のほうでピックアップしていくベストプラクティスみたいなものがある、それも新しいガイドラインに織り込んでいくことも必要ではないかという形で、少しずつ議論は進んでおりますので、総務省サイドと、それから民間サイドでうまく役割分担しながら、引き続きこの問題の解決を図っていければと思います。

確かに走りながら考える業界なので、発注側と受注側で認識のギャップがある程度出てくるのは仕方ないかなと思うのですが、ただ、この数字を例えば外部のお役所等が見て、また問題だよねと言い出すと、それはそれでまた対応が必要になる場面も出て来るだろうと思いますので、本当に今後とも引き続き民間とお役所サイドの両方で、総務省サイドの両方で、この問題の対処に当たっていければいいかなというふうに考えております。

- 【新美主査代理】今、何人かの委員がおっしゃられたところの、基本的には同じ意見なのですけれども、請負というのは全般的にこういう傾向が見られるということは言えると思うのです。かつては建設請負でこういう問題が大議論になって、旧建設省のもとでさまざまな議論をして、立法にも向かったという経緯がございます。今ありましたように、現場主義でやるのがどちらかという請負なのですけれども、そのことで権利関係がどうなっているかというのが明確になっていないというのは、これはやはり取引としては好ましいことではないと思いますので、そういった意味では、今回のフォローアップ調査でわかってきたことを前提にして、もう少し実態をきめ細かく調査をしていくというのが必要だろうと思います。

特に先ほど付度とか認識のギャップみたいなことが出ましたけれども、やはり聞かれていることがそれぞれが違ったニュアンスで受けとめているというような印象も持ちますので、そういう意味では総務省なり何なりが1つのきちんとしたフォーマットを持って、双方からヒアリングをして、そういった実態をきちんと把握するというのは、まず第1の作業だろうと思います。それをやった後、今後ガイドラインにどう生かしていくのかとか、そういう検証をしっかりとやっていく必要があるのではないかと思います。ですから、なかなか、二の三でこうなりましたということにはならないと思いますけれども、まずはしっかりと現実はどうなっているのか。やっぱりヒアリングみたいなものできめ細かくやりとりをしないとわからないところがあります。文章だけではなかなか捉えきれないところがあるかと思っておりますので、ぜひその辺は、事業者の皆さんの協力のもとで、総務省がきっちりと把握するようにしていただけたらと思います。

- 【事務局】調査につきまして、多くの委員からご指摘をいただきましたので、今後調査の深掘りの仕方については、総務省としてもいろいろ考えていきたいと思っております。どうもありがとうございます。

(3) 自由討議

- 事務局より、資料15-4に基づき説明がなされた。

- 事務局より、資料 15-5 に基づき説明がなされた。
- 事務局より、資料 15-6 に基づき説明がなされた。

◆ 意見交換

- 【村井主査】ありがとうございます。スケジュール感としての最終報告の骨子案がまとまっていく粗々のタイミング感というのは。

- 【事務局】確定しているものではございませんけれども、この委員会のまず流れを申し上げますと、この委員会で報告書をまとめた後に、情報通信政策部会及び情報通信審議会に報告をして、最終答申という形になります。情報通信審議会における取りまとめが、大体夏ということで、7月、8月ぐらいではないかということで、今調整中です。取りまとめに当たりましては、中間答申のときも同様でございましたが、報告書の案につきまして、この委員会からパブリックコメントを行う必要がございます。これが大体一月ぐらいかかるかと思えます。

したがって、ちょっと回りくどい言い方で申しわけございませんでしたが、事務局としましては、本日のご意見を踏まえた後に、来月中旬ごろに再度この委員会で、報告書の案文についてご審議をいただいた後にパブリックコメントに移り、最終的にパブリックコメントの結果を受けて報告書として確定という作業に移っていきたいと思っております。以上でございます。

- 【村井主査】ありがとうございます。ということですので、最終報告ということは、つまりこの委員会での最終的なことをまとめることを目標として、今から議論していただきたいということでございます。したがって、この委員会が最終報告をした後にどういうふうに動いていくか、こういうことも含まれるということだと思います。

もう一つ、資料 15-4 を説明していただいたのですが、これは多賀谷さんのもう 1 個の委員会のほうと関連していることがあるということでご説明していただいたと思えますけれども、こちらのほうも、今は案なんですよ。さっきご説明していただいた、この次の機会にまとめて入るということですので、私の質問は、これに関してこの委員会で大分進んだこともあると思うのです。例えば、IPでの同時再送信の状況であるとか、その実際の手応えみたいなものがわかってきた。このことを多賀谷さんの委員会に反映させるチャンスというのは出てくるのですか。例えば、今日のご報告なんかを踏まえた。

- 【事務局】この中でどう反映していくかというのは、今お話がありましたように、多賀谷分科会長と、あとこの分科会の構成員とご相談になりますが、この委員会等でご意見ございました内容につきましてはしっかりと伝えさせていただいて、可能なものは反映していくということになるのではないかなと思います。

- 【村井主査】ありがとうございます。というわけで、ご説明していただいたことに触れていただいても結構だということだと思いますので。

さて、それでは、自由討論としてご意見を伺いたいと思います。どなたからでもどうぞ。

- 【河島構成員】最終報告書骨子の第1章の3に、視聴データの利活用というのを立てるというお話で、これは大事なところですので賛成ではあるのですけれども。それで、先ほどご説明のあった、もう一つの親会というんですか、資料15-4の最後の11ページのところに、それに対応するような記述があるかと思います。それで、最初に15-4のご説明を伺ったときには、放送通信の融合時代にふさわしい実証関連データ等の何々があって、それで実証実験の実施や取り扱いルールの策定といった環境整備を進めるというのは、何かほかのページと比べて、ここだけやけに各論的な印象がありまして、ほかのページ、大変すばらしい報告書の骨子というか、案だと思ひまして、放送の在り方について全体にとっても大きいところを押さえていらっしやったにもかかわらず、この部分、何かちょっと小さい話というか、本当に各論的な印象が個人的にはございました。

それで、私たちの委員会のほうでは、これは取り上げるべきだと思いますし、大事な話なのですけれども、親会のほうにこんな意見を言っているのかよくわからないのですけれども、もう少し大きなところを押さえていただいて、なぜこういうことが必要なのかということをお述べていただく、文脈を用意していただいたら十分ではないかと思うのです。それで、実証実験とか取り扱いルールの策定といった問題以上にもっと大事な、やはりデータの収集とか活用に関して、今後、個人情報ですとか個人の行動に関するデータというものに関する一般市民の感覚ですとか、私たちの倫理観とかいうものもどんどん動いていきますし、この放送に関する審議会だけでは、もう扱えないような結構大きな問題になっていく可能性もあると思うので、そのところをもう少しふんわりと置いて、それで実際には取り扱いルールといったところに、最終的には何年かたったところで落とし込むかもしれないのですけれども、今こちらでルールを決めてもしようがないのではないかなという気がしております。

もうヨーロッパでも、そういったことに関する規制も厳しいのが始まったところですし、今後、データの取り扱いということに関して、政府レベルでどういう委員会とか組織ができていくのか、まだまだ見えないところなので、この委員会でも、こんなに具体的なことを言わなくても、ただ放送データの利活用ということは、方向としては示してもいいと思いますし、私は個人的にはそういう方向に動いていくということは、放送事業者の方々にもぜひお勧めしたいといひますか、考えていただきたいということはこの委員会でも申し上げましたので、ぜひ入れていただきたいのですけれども、ちょっと書き方について、両方の委員会ですとどっちかのぐらいまで踏み込むということの調整をしていただいたらよいのではないかと思ひました。済みません、長くなりまして。

- 【村井主査】いえ、ありがとうございます。多賀谷さんのやつは、親委員会ではないですよ。ちょっとその位置づけをご説明していただいたほうがいい。
- 【事務局】混乱させてしまって申しわけございません。資料15-4、これは総務大臣の主催して

いる検討会でございまして、この場の委員会とは全く別の組織でございまして。多分、中間答申のときもちょっと状況報告ということで、この諸課題研の話を紹介させていただきましたが、この委員会とは全く別組織です。一方、この委員会は、総務大臣の諮問機関でありこの委員会は、情報通信審議会の下部の組織となっておりますので、全く別になっております。

- 【村井主査】ありがとうございます。今の河島先生のお話は、データの利用ということに関して、いろいろなルールが策定されることは世界中で起こっていて、それでその中でGDPR初めいろいろなルールがあって、それに関してどこまで政府が関与して、どこまで民間の中で考えていくかというのは非常に大きな議論なので、この放送の中でどう使うかということは、どこでどういうふうに具体的に考えていくかというのは慎重に考えるべきだ、こういうことが大体骨子だったんですよ。私もそのとおりだと思うのです。

それで、多賀谷さんの委員会で、実はradikoの方が呼ばれて、radikoのデータを使って、視聴データとれますので、それを使ってどういうことをやっているか、考えているかという報告がたしかあったと思います。したがって、そういった放送が視聴者のデータをとった場合に何が起こるかの一定の実績が、ラジオのほうでは始まっているということもあって、こちらにとっても、radiko側の経験値とモデルは参考になるかもしれないのですけれども、そういったデータと広告と、いい番組をつくるためにフィードバックをどういうふうに関係していくかというような視点で、多分取り組まれているということが報告されていたと思いますが、そういうことに基づいて、あちらの委員会の報告の中には含まれているという気がいたします。

一方、私たちのほうの1章の3のところでもこれが入ってきますので、そういう意味では、ここの中で捉えられるべきことは、今、そういうことでできたデータというのが、この放送コンテンツの流通、あるいは同時再送信というコンテンツの中でどういう価値を持っていくかということが、この中には書かれるかなというふうに思いました。

さて、そのほかのご意見。どうぞ。済みません、お待たせしてしまって。

- 【谷川構成員】今、議論にありました視聴データの利活用について、これも私自身も正しく理解しきっていない点もありまして、ちょっとコメントに近い部分はあるかと思うのですけれども。報告書を考えていくときに、視聴データというのは、放送局しか持っていないものだという発想で、多分この部分を捉えていくと、随分世の中の動きと違っちゃうかなという気が、個人的にはちょっとしております。特にこれからAIスピーカーどんどん入っていく中で、AIスピーカー経由で何を視聴しているのかというのが見える時代になってきていると思いますし、特に視聴データの中でも、誰が見ているんだというようなところまで含めて、データを分析できる能力というのは、テレビ局以外のところにも出てくる可能性があるなど。そうしたときに、まず単純に想定されるのは、放送局側が分析しているデータと、その外部で分析しているデータに著しく差が出たり何かすると、こ

れは多分放送業としての競争力の根幹に、結構影響を及ぼす可能性もあるのではないかなと。

ここからは本当に私見なのですが、共聴領域ってどこまでとるんだといったときに、データ解析みたいなところを共聴領域として捉えるのか、それともそれは各社ビジネスの中だというふうに捉えていくのか、ここ、一度考えておく必要があるのかなというふうに思います。

それから、この中で放送コンテンツという言葉が我々、我々というか私がと言ったほうがいいのかもしれませんが、比較的オーソドックスなコンテンツを想定している段階かなと思うのですね。ドキュメンタリーがあったり、スポーツ番組があったりと。ただ、こういうコンテンツの中に商品をはめ込んで、それをマーケティングに使っていくというようなレベルに入ってくると、視聴データの利活用の使い方のビジネスモデルが全く違っちゃうかもしれない。そういったところの議論というのが、遠い夢の世界というよりは、もう目の前に来ているのかなという中でいうと、この今回の報告書の枠組みの中におさめるというのは難しいと思うのですが、将来課題としてこういうことを考えていかなきゃいけないということは、一度触れておいたほうがいいのかなと感じました。以上です。

- 【近藤構成員】私も、視聴データに関することなのですが、皆さんの中で、TVerを使っている方ってどのぐらいいらっしゃいますか。TVer見てます。私は、高齢者や地域の人たちの無料スマホ教室とか電話教室とか地デジ教室とか、ずっと30年ぐらいやっているわけなのですが、高齢者がiPhoneかアンドロイドか選ぶときに、テレビが見られるからアンドロイドにするというユーザーはすごく多いのです。私もこの間連載しているコラムに、シニアはテレビが見られるからアンドロイドを選ぶのですよというのを書いたばかりなのですが、TVerのことを知っている高齢者はゼロでした。

ゼロということは、使っている人もゼロということで、少なくとも私たちが接している人たちですね。さっきradikoの話が出ましたが、私もそれ、データのほうの別の委員会に出ていて、これはすごいビジネスが始まるのだろうなという予感がしています。そして、AIスピーカーを通じて、それだけでなくとても操作が難しいテレビですから、最近では、例えば、誰それさんの出ている何かを見たいんだというようなときに、AIスピーカーに呼びかけて、自分の好きな番組を見るという時代がもう始まっているんだと思うのです。実際に先進的な高齢者は、そうやって使っています。

ですから、そういう人たちが既にいるということは、それから、そういう人たちが増えてくるとことは十分に想像できるわけなので、もうちょっとTVerの存在というのを、ここに関係者の方もいらっしゃると思うので、とても重要なサービスだと思いますし、大きな可能性も感じますので、しっかりとこのあたりは。コメントを読むと、地方の人が東京でしか見られない番組が見られるからうれしいというコメントがすごく多いのです。アプリの評価に。ですから、そういった

ところもきちっと捉えていただいて、そういうコメントがみんなが共有できる時代なんだということ、ぜひここにいらっしゃる方、皆さん偉い方たちばかりでお忙しくてなかなか見られないと思うのですけれども、ぜひ注意して見ていただいて、こういった報告書の中にも大きな可能性があるということに触れていただけるような可能性がある、コンテンツをつくる接続会社の人たちにとっても、新しい可能性が開けるということを未来に夢を持っていただけるのではないかと思います。以上です。

- 【長田構成員】同じく視聴データのところで意見を申し上げたいと思います。何かちょっと今の皆さんのご議論は、視聴データの取得が、まだこれからのように聞こえるような気もするのですが、既に受信機段階でも取得もされていますし、総務省においても、そのための個人情報のガイドラインもあるし、放送事業者の皆さんのところの指針などもできています。そして、視聴履歴そのものは個人情報であるというふうに整理もされている中で、視聴データをビッグデータとして利活用していく場合、それからもう少し個人的に何かとても具体的な商品を、誰か特定の人に対してレコメンドしていく場合などについては、さまざまなルールが既にあるということを中心に考えて、もし視聴データの利活用を書く場合は、やはりそれもきちんとして書いていただいて、その上でどういう発展したサービスモデルがつかれるのかというところを丁寧に書いていただく必要があるのではないかと考えています。

- 【三尾構成員】報告書のまとめに向けての意見を申し上げたいと思うのですが、前提として、去年、いろいろな動きに参画、いろいろ同席させていただいて思ったのですが、この分野は非常にビジネスモデルの方向性が、今動いているなというような印象を持ちます。例えば、視聴データの利活用についても、昨年総務省から、放送分野における視聴データの取り扱いのガイドラインが出されています。

私もその際、委員だったので、その参画をさせていただいたのですが、そのときは、放送事業者が既に取得している視聴データは、それほど利活用するつもりはないといったような、そういったような雰囲気だったんですね。ですので、むしろ利活用に向けてというよりは、やはり個人情報であると。センシティブ情報であるということを中心に、それを守っていくといったような、そういったニュアンスでガイドラインも、わりと利活用には厳しめかなというふうに私としては思っていたのですが、でき上がっています。それがちょうど昨年したことなのだと思います。

ここに至って、やはりビジネスとして視聴データ、個人情報も含めたデータが使えるのではないかと考えたような、皆さんの考えが変わってきているなという感じがいたします。これは権利処理についても同じでして、権利処理が大変だから進まないといったことではなくて、まずビジネスモデルがあって、その中でいろいろ権利処理、いろいろな困難を乗り越えてビジネスをやっているといったことがまず先にあって、権利処理をしていくといった流れになると思うんですね。民間の放

送局の方々が、まずビジネスモデルをとおっしゃるのは、私、弁護士としていろいろな取引、契約とかにかかわっている立場からすると、非常にわかるわけです。まずニーズがあって、ビジネスがどう展開していくのかといったことが先であるということは理解できますし、そういった認識が、今動いているなといったような印象を持ちます。

ちょっと長々と前触れになってしまったのですが、まず視聴データについては、去年の流れからさらに一歩進めて、利活用に向けてのいろいろな、実証実験の実施と書いているのは、多分ガイドラインだけではいろいろ利活用、それほど考えていませんでしたので、取り決めをしていかなきゃいけないといったことで、実証実験とか取り扱いルールが必要になってくると思うのですね。そういった観点からの記載ではないかなというふうに思います。それはなければ、おそらく今のガイドラインだけでは、利活用はできないと思います。非常に危惧しております。ですので、前向きに進めていただく必要があると思います。

さらに権利処理についてなのですが、ビジネスモデルが先であるということはもちろんなのですが、こういうふうに大きく動いている中で、いざやりましょうといったときに支障になるようなものがあってはいけないということは十分考えなきゃいけないと思うのですね。そういった観点で、権利処理のタスクフォースでいろいろ何回も議論をさせていただいて、課題出しをして、課題解決の方策を検討してきたところなのです。

その中で、1点今日申し上げたいのは、やはり権利処理に関して、不明権利者とか、権利処理をしようとしてもなかなかアクセスできない人たちがいるというところなんですね。そこはどのような扱いをしても、どうしても問題として残ってしまうということがありますので、もちろんビジネスモデルが先ではあるのですが、同時並行して、例えば拡大集中権利処理の制度を考えると、代替できる制度の仕組みを今からつくっておく必要があると思うのです。非常に動きが早いと思いますので、いざ必要なときにすぐ活用できるようなところまで持っていくといったようなことが、これまで検討してきたタスクフォースなり、この委員会の使命ではないかなというふうに思います。ですので、その点も十分に事前準備としてやっておくということを明記していただきたいなというふうに思います。

具体的な例としては、レコード協会さんがやっていたら文化庁の実証実験をさらに進めていただいて、制度設計をできるような形で高めていただきたいというふうに思います。長々済みません。以上です。

- 【高杉構成員】レコード協会の高杉です。権利処理のタスクフォースにも参加させていただきましたので、一言お話をさせていただきたいと思います。今、三尾先生のほうからもございましたけれども、同時配信におけるレコードの権利処理の問題につきましては、この資料でも整理されておりますとおり、送信可能化権という許諾権という著作権法の枠組みになっておりますけれども、既に

日本レコード協会のほうで、各レコード製作者から権利の委託を受けまして、利用者に包括的に許諾できる体制ができております。したがって、許諾権を禁止権で行使しているわけではなくて、報酬請求権として事実上行使しているということでございます。

タスクフォースとして、現状の課題として挙げられましたのが、今ご指摘ございましたとおり、アウトサイダーの問題、それから、データベース、管理レコードの明確化の問題がございました。これにつきまして、私ども今、委託を受けているレコード会社350社ありますけれども、うちの会員は60社でございます、290社はいわゆるインディーズと言われる会員外のレコード会社であります。かなりの部分カバーできていると思いますが、それでもまだ放送で使われているレコードの中で、我々が管理していないレコード製作者がいるというご指摘がございますので、これにつきましては情報の提供を得て、私どものほうで委託者として取り込んでいくという取り組みを、これからも積極的にやっていきたいと思っております。

それから、データベースにつきましては、今お話もございましたけれども、文化庁さんの実証実験等も利用させていただきながら、利便性の高い整備を積極的にやっていきたいと考えております。したがって、今後おそらくこの会議体の後、継続的に課題を検討できる体制が残るようであれば、その場におきまして、放送局さんのほうから、その後の具体的なビジネスモデル等が出てくることもございますから、それをご説明いただくとともに、私どものほうも、これからの私どもの取り組みをご説明させていただいて、それでまだ何か追加の施策が必要であるのであれば、そこで検討していくということが一番進め方としては望ましいのではないかと考えております。以上でございます。

- 【石澤構成員】日本テレビの石澤でございます。今回の取りまとめのたたき台、本当にいろいろな観点がいった力作ではなかろうかと思っております。物をつくることから、放送のみだけではなく、インターネットその他利用に向けた問題点というのは、今やっていることであるとはいえ、いろんな観点で、まさしく放送と通信の融合のときに起こり得る問題を予見しながら、どう対応していくかということであると思ひまして、改めて論点が、大きな意味でも整理されてきているのかなという気がいたします。

その中で1つキーワードになりそうなところだと思っておりますのは、今日も電通さんのほうからプレゼンをしていただきました、ロシアのワールドカップの同時配信の実証実験ということなのですが、民放で提供できるのがTVerということで、先ほども近藤先生のご指摘で、知らない人のほうが多いということでもございましたが、実は大変ドラマを中心に利用している若い人たちが多くて、まだまだどんどん伸びているというところなんです。民放キー局、準キー局中心に共同運用という形でやっております。放送局これまでそれぞれのチャンネルごとに、いわばしのぎを削って競争してきたわけなのですが、その違いを乗り越えて、1つのポータルを運営しようというのは、内

輪では奇跡の枠組みと言いながらやっているところもありまして、ご評価いただければと思います。

といいますのも、やはりCM素材を入れるときに、規格というのですか、ばらばらの素材であるよりも、同じ規格化をして転換をしたほうが、あるいは映像規格も同じものにして、同じサイトで提供するほうが、効率がいいというところから話が始まりました。したがって、こういった協調、共通領域というのをやっていくうちにだんだん見えてくるところがあるので、これから我々必要なのは、そこをまず意識して確認をしながら、どこまでやれるかという挑戦をしていかなければいけないというふうに感じておるところでございます。

それから、視聴データにつまましていろいろなご意見を頂戴いたしました。TVerでは、アンケート調査を利用者の方々にとるように始めました。これは言ってみれば、どういった方がこのコンテンツを、どういう見られ方をされているか、この辺が見えてくる作業です。どうせならば、これをもう少し精密化することによって、誰がどのような形で、いつ、どのような利用の仕方をしているかというのが見えてきます。同じフォーマットを放送のリアルタイムの段階から埋め込むことができないだろうかと、こういったことにも議論が進むことになってまいりますので、1つ視聴データという言葉そのものに定義がいろいろありますので、もう一度何をもって視聴データと、あるいは何々の視聴データということが必要かもしれません、これも収集するときにはスケールメリットということで、協調して一緒になって集めたほうがいいと感じております。

今度は視聴データの利用につまましては、どう利用するかはまさしくビジネスモデルのところ、これを有料課金モデルでやるのか、はたまた通販に使うのかというのは、ここは競争領域として、同じ協調領域の上に競争部分については個別に使う可能性がたくさんあると思います。先ほども出ておりましたけれども、態度変容にどう利用されているかというのは、もちろん個人情報ですから、取り扱いについては高いハードルをきちんとこなしながらだと思っておりますが、ほかの業種の方が持っているデータと突合、突き合わせることによって精度が上がっていったら、本当に使えるデータなのかどうなのかと。これは釈迦に説法ですけども。アイスクリームのCMを見たら、アイスクリームの売り上げが上がりましたというようなことが、その日は単に暑い日だったというノイズを取り除いていかないと、本当の因果関係がわからない。こういったことを突き詰めていく作業がこれから本当に大事になってきますので、こういったことを話していく場、協議体というのが、これから必要なのだろうというふうに感じている次第です。

長くなりましたがもう1点、権利処理につまましては、なかなか深く重い課題と。ただ、かくあるべしというのを皆さん思いながら取り組んできているテーマであると思います。今回、タスクフォースでかなり深掘りをした形で、幾つかの方法論がきちんと並べ上げられたというところに意味があるというふうに感じている次第でございます。せっかくですから、今後どうやったらいいかというところですけども、よりビジネスモデルといいますか、現実モデルに近い実証実験。実証実

験は、わりとテクニカルなことが多いのですが、もう少し踏み込んだやり方で論点、問題点を抽出、あぶり出しができないかどうかというふうに感じている。これは今後の課題でございます。

それから、著作権法を改正することによって、よりスピーディーで円滑で、みんなが納得できる方法論というのはありやなしやという、この過程ですから、頭の体操として幾つかの具体的な制度改正プランを、メリット、デメリット点検討し合うのも一案なのかなと思う次第です。長くなりました。以上です。

- 【新美主査代理】 これまで議論されてきたこと、私も同感するところが多々ありますので、それはもう繰り返しません。ここで今までちょっと出てきていなかった取引のところ、適正な製作取引のところ、適正な製作取引のところで若干コメントしておきたい点があります。

1つは、今日の調査でも出てきましたけれども、製作会社で団体未加盟のところから、積極的といえますか、かなりそういう意味では手応えのある意見というものが出てきたと。19%ぐらいのところから出てきたということですが、この団体未加盟の社に対して、今後もしっかりと向き合っていく必要はあるのだらうと思います。この場合、これまでどちらかという団体を対象にして、そこのやりとりで政策等を考えてきたかと思いますが、こういった取引の適正化というような場合には、団体加盟のところだけではなくて、未加盟のところにも少しきめ細かく対応していく必要があるのではないかと思います。ただ、これは非常にテクニカルな意味では難しいので、どういうふうにしていくのかというのは、今後少し考えていく必要があろうかと思います。こういうやり方については、ドイツとかアメリカというのは結構巧妙な手段を使ってやっておりますので、またそれも議論しながら詰めていったらと思います。

それから、それとも絡むおですけれども、適正な製作取引を本当に行っているかということのウォッチをしていくというのが、多分今度は業界にとって問題になろうかと思います。これは基本的には民民で処理していくことになろうかと思います。民民で処理したことが、本当に適正になっているかどうか。これはやはり総務省なり何なりがきちんとフォローアップしていくと。あるいは、総務省ないしは第三者機関みたいなところでフォローアップしていくというのが求められるのではないかと思います。なかなか微妙な問題ですので、直ちに行政が中に入るといってわけじゃありませんし、最終的には行政がいくことになろうかと思います。その前にこういった適正な取引というのを業界の中で公正さを示せるような仕組みというのを考えていくと、こういうことが必要であらうかと思います。適正取引については、今日ご報告ありましたけれども、それを見た範囲での私のコメントとさせていただきます。以上です。

- 【椎名構成員】 今、著作権法を改正するという、徐々に聞いたフレーズなのですが、報酬請求権化ということをおっしゃっているのだと思いますが、この問題に関連して権利者の著作権を制限して報酬請求権化することについては、前回の会議の中で新美先生からも非常によくまとめてい

ただいたと思いますし、この時点において、さらにそれをおっしゃることのおかしさについてちょっと申し上げたいと思います。この資料15-5の20ページに、NHKの試験的提供Bについて対価を払うということを前提にしない理由が1ページにわたって縷々書かれているわけですが、結局、サービスが確定していない段階では難しいが、確定すれば、丁寧に対価に関する協議を進めていくと。許諾を得られるかどうかは使用料の多寡によって決まるんだから、今の時点じゃ使用料を払うことはできない、ということを書いておられます。じゃあビジネスモデルが決まったときに、丁寧に協議をするという前提なわけですよ。ところが、報酬請求権化というのは、その協議に当たっての権利者側のバーゲニングパワーを事前に奪っておいてくださいという要求なわけですよ。だから、すごくこの話っておかしな話だと思います。

マーケットの論理というようなことも前回出たと思いますが、権利者の許諾を得られない場合というものが毎年毎年試験的提供Bのレポートの中で出てきて、だから権利者の権利を報酬請求権化する必要があるというところにつなげて議論されてきているんですが、そのこと自体がすごくおかしい。やり方が決まって、じゃあどうということが考えられるのかという議論をした上での話ならまだわかるんだけど、その前にちょっと権利者の権利は迂回したいんだということをおっしゃっているだけのように見えてしまうんですね。そうだと、僕らもこういう会議に参加している意味があまりなくなってしまうと思うので、それだけは申し上げたいと思います。

- 【福井構成員】IPTVフォーラムの立場から、ちょっと一言申し上げます。私どもは標準化団体でして、いろんなサービスが広がっていくときに、皆さんで個別には解決できない課題を、共同して課題を解決していく仕事をしています。特にインターネット側のサービスの革新が非常に早いときには、やはり共同で解決するのにもともと時間がかかりますので、そこはできるだけ早く着手すべきは着手しておいたほうがいいんです。IPTVフォーラムは、そういった意味では、今までいろいろな標準化をしてまいりましたけれども、この先、やはり早く手をつけたほうがいいのではないかなと。ある意味余計なお節介かもしれませんが、考えているのは、やっぱり視聴データに関わるデータフォーマットの統一。これは一朝一夕じゃできないのです。それと、1回違った形でため始めてしまうと、後でみんなに合わせるのが非常に難しくなるんです。

したがって、今日のお話を聞いている限りでは、やはり視聴データは利活用に向けて少し議論を進めたほうがいいんじゃないというお話がありましたけれども、実験の段階から、どうやって標準化していくのかということも視野に入れながら検討していく必要があるだろうと私は思います。

- 【内山構成員】3点ばかり。今日は、視聴データのお話が1つ議論になりましたけれども、まさしく今のご意見は本当に大賛成でございます。特に放送局さんの場合、派手に視聴データを、例えば外部に売るとか何とかという以上に、おそらく既存の広告ビジネスの改善ということが多分必要になってくるだろうと。それがもっと目先の問題としてあるだろうというふうに考えております。

本当にアメリカの動向を見ていると、アメリカのネットワークと、G A F AとかA G F AとかF A N G、4つの大きな会社さんとのバトルというのはやっぱりあって。その中で、どうやってネットワーク側が競争していくかという構造の中で、視聴データの拡張というのが非常に必要になっている状況というのが見えています。

幸いまだ日本はそこまで深刻な状況に陥っていないとは思いますが、早晩多分そういうことも視野に入ってくるかもしれませんので、今おっしゃっていたとおり、データ収集の局面に関しては、本当に早く標準化を進めるべきフェーズにきているかなと思っていて、それで湯本課長がご提案された資料の11ページのところで、非常にちょっと細かい話になってきたのかなという文脈で、私は理解をしております。

それが1点目で、2点目は、資料15-5の17ページの拡大集中許諾制度の部分です。実は前回のこの委員会で、河島先生から文化審議会の動向をご紹介いただいて、案外ハードル高いよというご紹介だったんですが、多分ポジショントークでこの会議体として多分言わなきゃいけないのは、レコ協さんが頑張って加盟率といますか、そのこの団体としての統括できる範囲を増やしていきますよという努力をされることと、この拡大集中許諾制度は多分両輪のように考えています。やっぱり放送局さんは、少しでも蓋かぶせとか差し替えとか、そういうことをなくそうという一種の矜持でやっていらっしゃる場所があって、それを達成するためにタスクフォースの中でも、拡大集中許諾制度の利用ということを取り上げてきた経緯があったはずですので。ちょっと文化審議会の文脈とか、あるいはそちらの議論の何かとか、それはもちろん尊重するとはしても、この会議体とすれば、だからこれはあきらめますよではなくて、この会議体とすれば、この積極活用ということも図るべきだというのが、こちら側の意見としてはあるべきかなというふうに考えております。

それから、3点目は、ちょっと先ほどの発言の繰り返しなのですが、適正取引の件で、同じ資料15-5の一番最後のページで、先ほど言ったように、事実上、総務省と民間協議会の両輪体制で今後進めるべきだというのは申し上げたところでして、やっぱりそこで、新美先生もご指摘されたように、団体非加盟社への浸透ということが非常に大きな課題としてあります。本当にこれは有効策が正直まだお役所サイドでも、あるいは協議会サイドでも見えていない部分でございまして、地道にやっていくしかないということなのですが、そういう点においても、実際例えば民間協議会の場合は、しっかりとした予算の裏打ちでもってやれているわけでもないのに、なかなかできることの限界というのがあります。また、何度か出ている、ガイドブックの改訂という話になってくると、文字どおり利害をもって、違う立場にいる人たちが並んでいる場ですので、なかなかその場で全会一致的な合意を図っていくことは難しい局面がありますので、やっぱり幾つか総務省サイドで頑張っていたかというか、あるいは検討を続けていただくというか、協議する場といますか、そうした23ページの一番下であったり、幾つかのところでお官民の役割ということが指摘されてい

ましたけれども、そこは改めてちょっとお願いをしておきたいという部分でございます。以上でございます。

- 【白鳥室長】 済みません、事実関係についてご紹介です。拡大集中許諾制度についてお話いただきましたので、文化審議会での議論についてですけれども、権利処理タスクフォースの検討結果の資料の中にも、35ページに、拡大集中許諾制度についての文化審議会における検討状況のご紹介があります。いろいろ法制的な課題が大きいということはここに書いてあるとおりですので、細かくは申し上げませんが、ただ、文化審議会の中で言われておりましたのは、拡大集中許諾制度ありきということではなく、制度としてどういうふうなものがあり得るかというのは、個別の具体的な事案、事例をしっかり踏まえて、その具体的なニーズの存否や内容などを踏まえながら個別に考えていかないと、抽象論では話は進まないということでもあります。

ここにきて、先ほど石澤構成員からは、現実モデルに近い実証実験で具体的な論点を抽出していくことが必要ではないかといったお話がありました。また、椎名構成員からも、NHKさんにおける先般の試験的提供については、具体的な課題の抽出がどこまでできているのかといった問題提起もいただいたと思います。この件について、特に課題があるとすると、具体的にどの部分なのか、実際にどういった点についてクリアしなければいけないのかといったことが具体的に浮き彫りになって初めて、具体的な方法論というのが次の検討課題として出てくるのではないかとこのように考えております。

- 【村井主査】 ありがとうございます。時間を超してしまいましたけれども、よろしいでしょうか。いろいろなご意見をいただきましてありがとうございます。

1つだけ私のほうから。触れられなかった、この会議で一番盛り上がらない話が、インフラのテクニカルな話なんですよ。それで、さっき石澤さんがまとめていただいたようなことが、大体この委員会ですつと言われていたことではないかと思うのです。それで、共通のプラットフォームを持てるのか、そのことがいろんな配信等できるのか。あるいは、インターネット、要するに川上からインターネットでくくりまして、それで最後にきちんと視聴できているのか。これがずっと先ほどのNHK、それから、いろいろな実験で今度もワールドカップで出てくると思うのですけれども、かなりどきどきする話ではあるのですけれども。箱根駅伝の話もありました、駅伝の話もありました。

そういうところで、最後のエンドにまで、つまりインターネットのデイ・ユー・エンド・トゥ・エンド、この両側のことが、幾つかの実験で、それからアンケート、あるいは場合によってはそのデータも集まってきているのではないかと思いますので、この部分が共通のプラットフォームということできちんとできつつあるというのは、この委員会での意見の最初からのモデルで、それが実証されて、それが進んでいるというところになるのではないかと思いますので、そういう意味で

は非常に、この委員会は、やっている間でも大きな成果が出てきているということだと思います。

それから、もう一つ石澤さんがおっしゃったことで大変重要だなと思ったのは、データを集める。これ、radikoの方たちもそうなのですけれども、視聴からデータ集められて、そのデータをどうするかということを考えて、それでこれもまたいいこと言っていたなと思うんだけど、集まったデータは、個人情報とかそういうことに対してのセンシティブなことを、先ほども長田さんの言っているようなルールで、いわばアノニマイズをきちんとするという統計情報になると思うのですけれども、それを利用するところは競争領域だというふうにおっしゃった。そうすると、やっぱりきちんと使えるようにする処理はみんなで作っておいて、そのデータを今度はどう使って何に生かしていくのかというのはいろいろな可能性があるんで、ここは競争領域だとおっしゃった、このあたりの非常にはっきりとしたモデル化は、多分この委員会、ずっと通じて話されていたことだと思うのです。

私は、広告モデルとか、それから、そういうビジネスとしての価値というより何より、何度かこの関係の委員会で言っていますけれども、小学校に行くと、みんな子供たちは自分たちのクラスをキャストにしたテレビ番組もどきを、ドラマをつくって出すのが最近の文化祭の流行でして、いつも放送事業者の方には申し上げているのは、あれがお手本にしているのはテレビ番組なんだから、いいテレビ番組をつくってください。これ、統計データがとれたら、これが一番本当は資すべきことは、いい番組をつくる、いいコンテンツをつくることだと思うのです。この委員会は、放送コンテンツの流通を支える配信基盤ですから、コンテンツがよくならなかつたら元も子もないわけですから、ここが一番大事ではないか。データの利用は、よい番組をつくることに使うのが一番大事なことで、それからいろんなことに使えるだろと、こういうことだと思います。

それで、さっきのエンド・トゥ・エンドなのですけれども、これは放送事業者が共通の基盤で配信をしていくということと、さっき出てきたのは、詳しいことは申し上げないですけれども、これを受けとめているほうは、家庭のテレビの中に組み込まれたようなもの、あるいはマルチキャストの接続ボックスでテレビで見ているもの、パソコンをテレビにつないで見ているもの、それからスマートフォンで見ているもの、こういうものがそれぞれある。スマートフォンもWi-Fiにつながっているのか、それとも4Gや3Gでつながっているのか、これによってネットワークの構造としては全然違うんですね。

というわけで、この多様性が全部の今までのデータに出ているんですよ。時々切れたとかそういう中で、その原因がどこにあるのかということを考えなきゃいけない。インターネットで最初にビデオストリームが出てきたときに何をやったかという、世界中のインターネットのエンジニアが集まって、大変だと。ビデオストリームがこんなに増えてきたと。そうしたら、私たちはどうやって協調しようか。何を連携して、何を連絡取り合って、世界中のインターネットがビデオストリ

ームを配信できるようにしようかということ、技術会議で集まって調整したんですよね、インターネットをつくっているときに。

それが今は全然いろいろなクオリティが出ていますけれども、ここで重要なのは、多分放送事業者の方と、それから今度はインターネットの通信事業者の方が非常に、1社と1社ではなくて、CDNの事業者もそうです、マルチキャストの配信のテクノロジーをサービスしているところも。つまり、これが全部が、ある調整をするような仕組みが必要だと思うのです。特に今回のワールドカップの実験のときには、ぜひそういったことがモニターできて、その情報を交換できるような機会をつくっていただければいいのではないかなと思います。私もちょっと何ができるか考えてみますけれども。

いずれにせよ、非常に多様なステークホルダーがかかわって実現できている技術なので、ここがいいところですが、ばらばらの技術を多様に使って、多様な方法でこのコンテンツを配信していくというのがこの委員会の1つの考え方だと思いますので、そうだとすると、かかわっている方たちが同時にいろいろな情報を共有するのがとても大切だと思います。この委員会そのものが、非常に多様なステークホルダーが同じテーブルに着いて議論しているということが重要なのではないかなと思いますので、インフラに関してもそういったことをやっていただけると、大変どきどきしながら今度のワールドカップを楽しみにしてはいますけれども。

私からは以上です。

(4) 閉会

- 【村井主査】 それでは、本日の会議は以上でございます。どうもありがとうございました。

以上